

群馬大学医学部附属病院感染対策委員会規程

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成17. 4. 1	平成17.10. 1
	平成17.12. 1	平成21. 4. 1
	平成26. 4. 1	平成27. 4. 1
	平成30. 4. 1	令和 3. 4. 1
	令和 4. 4. 1	令和 5. 4. 1
	令和 5.11.14	令和 6. 2.13
	令和 8. 4. 7	

(目 的)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における感染対策の推進のため、群馬大学医学部附属病院感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 感染対策のための指針の策定に関する事項
- (2) 感染対策の実施及び指導に関する事項
- (3) 問題となる感染症の発生時及び発生が疑われる場合における病院長への状況報告及び速やかな発生原因の分析、改善策の立案及び実施並びに周知に関する事項
- (4) 前号で立案した改善策の実施状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直しに関する事項
- (5) その他感染対策に関し必要な事項

2 委員会は、感染制御部と連携し、感染対策の周知徹底を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 診療科長又は中央診療施設の長 2人
- (3) 感染制御部長又は感染制御部副部長
- (4) 検査部長
- (5) 材料部長
- (6) 栄養管理部長又は栄養管理部副部長
- (7) 薬剤部長
- (8) 看護部長
- (9) 感染管理看護師 1人
- (10) 事務部長
- (11) 事務部から選出された課長
- (12) 施設運営部昭和施設課長

(任 期)

第4条 前条第2号、第6号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。た

だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教授をもって充て、第3条第1号から第4号の委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、原則として毎月開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(感染対策担当者会議)

第8条 委員会に感染対策担当者会議を置く。

2 感染対策担当者会議については、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年2月13日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月7日から施行する。